合成樹脂製食品容器 加工事業者における 業界自主基準の活用について

第3回 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会





中央化学株式会社 品質保証室長 代本 直

■会社概要

社 名: 中央化学株式会社

(JASDAQスタンダード、三菱商事グループ)

事業内容: 合成樹脂製食品容器及び関連製品の製造販売

代表者: 水野和也(代表取締役社長·社長執行役員)

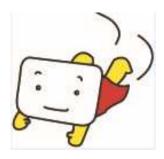
本 社: 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号

設 立: 1961年1月

資 本 金: 62億円

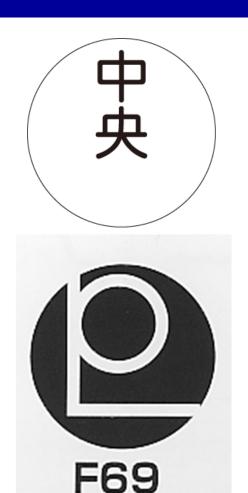
従 業 員: 2,162名

売 上 高: 593億円 (2016年3月期)



■中央化学の食品容器







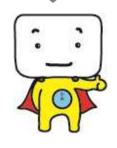
弊社の食品容器は、食品衛生法・業界自主基準に適合した清潔で衛生的な製品です。 製品には業界自主基準適合を示すPLマークが表示されております。(一部非表示)

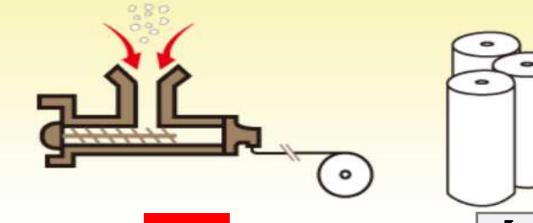
- ・・・ "F69"は「ポリオレフィン等衛生協議会」における当社の会員番号です。
- ・・・会員番号に代えて中央マーク(社章)が表示されている製品もございます。

■プラスチック食品容器の製造概略

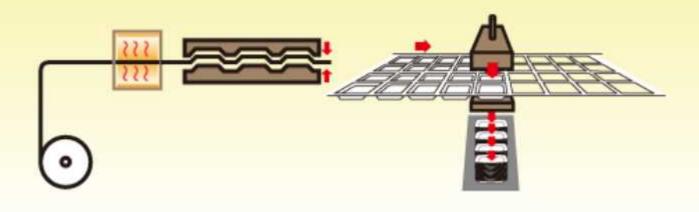
【一次加工】

先ず、プラスチック 原料を熱で溶かし て平板状のシート を作ります。









【二次加工】

シートを加熱して 軟らかくして金型 に密着させ成形し たものをトリミング して出来上がり。



http://www.chuo-kagaku.co.jp

NO	物質名	制限
X1-2	ABCDEFG	B)添加量2%以下

PL ポジティブリスト

添加剤メーカー

【品質】

- •純度等
- 牛脂由来の品質要求 (250°C/3hrの条件下で 加水分解、けん化、 エステル交換したもの)

樹脂メーカー

【添加量】 申請樹脂に対して [B]登録の添加剤 を1.5%添加して 申請

加工メーカー

【添加量】 「A]登録の樹脂に 「B]登録の添加剤 を更に1%添加して 使いたい?

ポリ衛協における審査

[B]登録

これを使って

壁

[A]登録

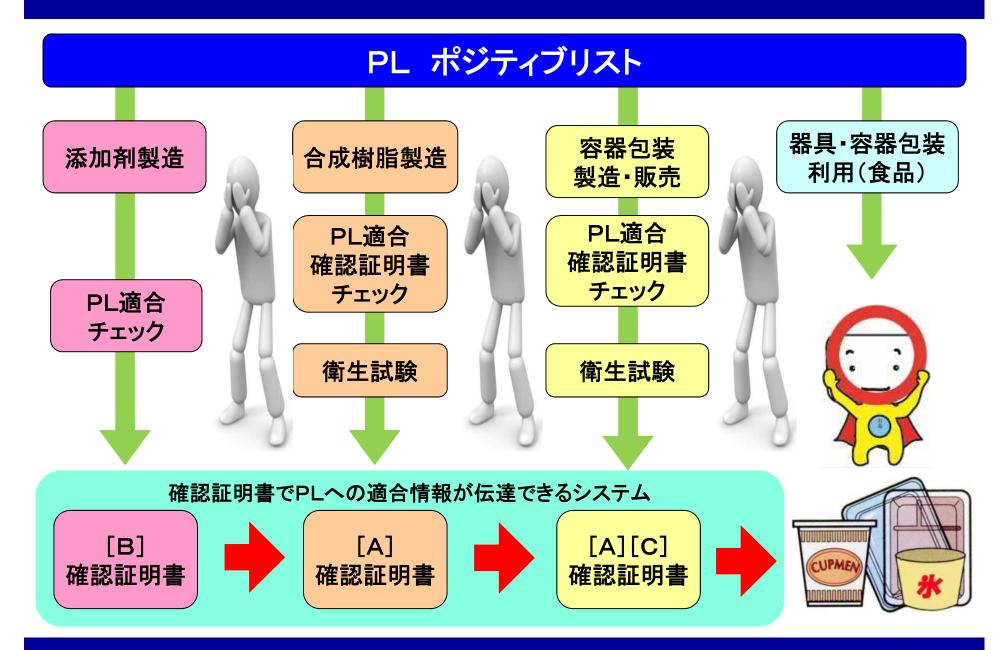


壁

添加量 OVER

登録NG

■確認証明システムの仕組み(その2)



1 1 11 11 111

■確認証明書とPLマーク

申請

審査

【配合処方】

登録樹脂A 50% 登録樹脂B 20% 登録添加剤C 20% 登録添加剤D 6% 登録着色剤E 4%

> ●●●●(株) 〇〇工場 責任者 〇〇〇

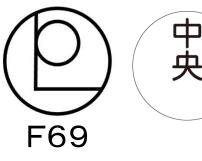




(登録番号付与)

協議会内で共有 (マスターファイル的) 弊社では殆どの製品で 確認証明書を取得して おります。その証として PLマークまたは社章を 表示(刻印)しています

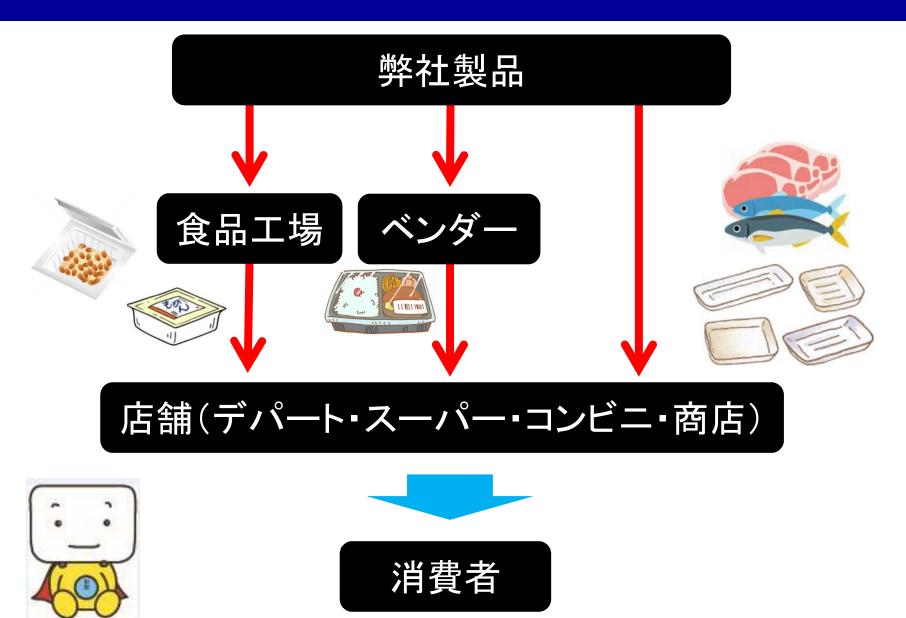
確認証明書発行



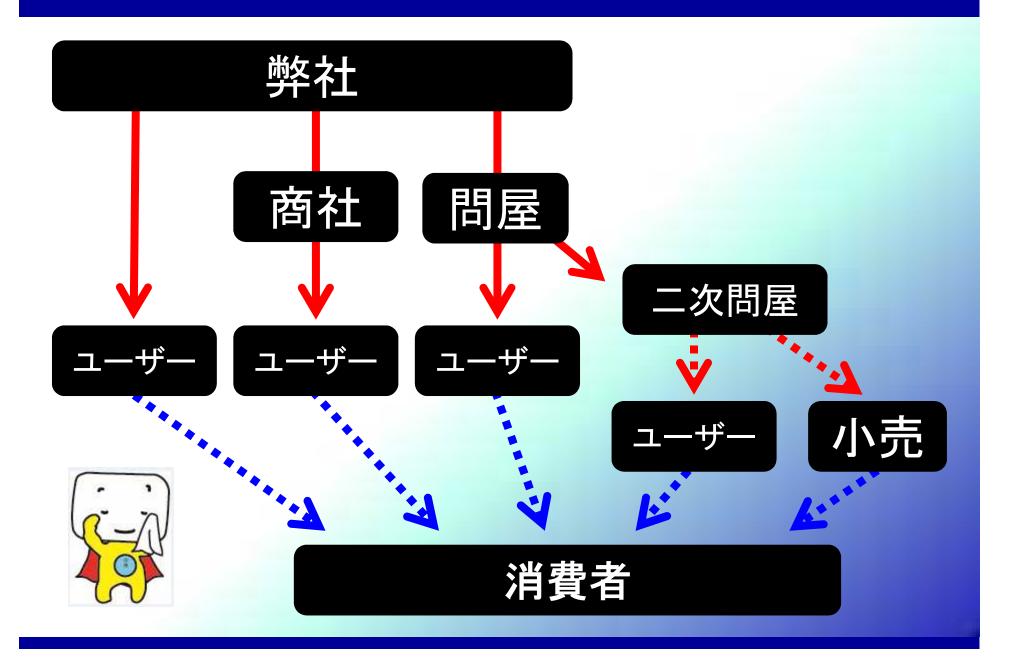
■現状伝達されている情報



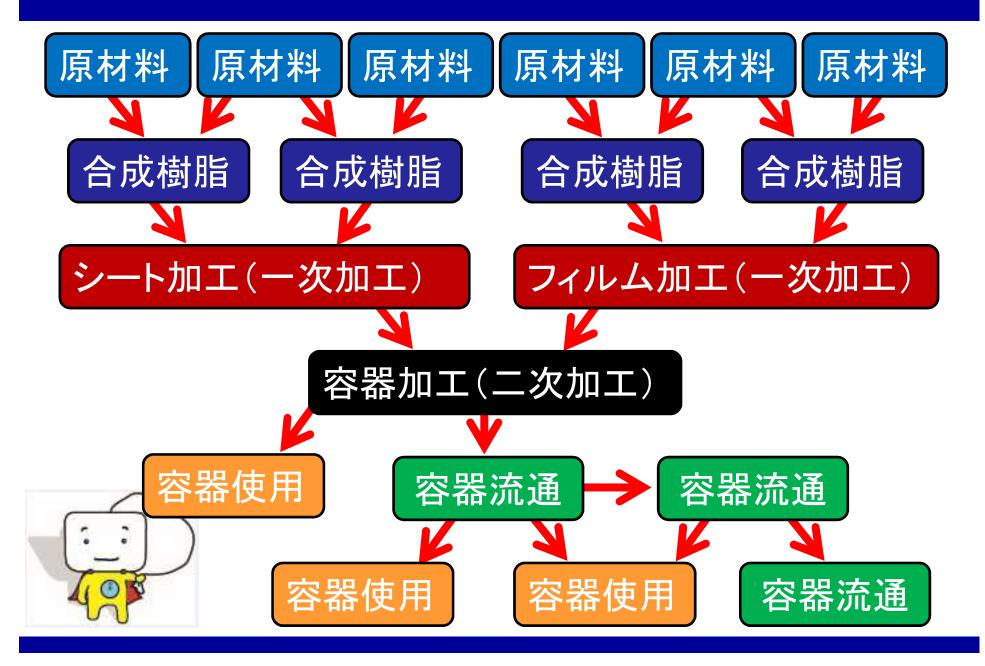
■製品の流れ(例)



■情報の流れ(例)



■物質情報の収集と伝達



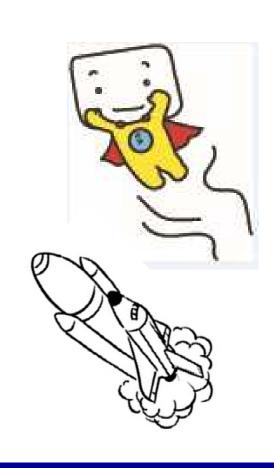
■PL制度導入における要望

- 現在の業界自主基準のシステムは、PL、確認証明、衛生試験を有機的 に結合した我が国オリジナルのユニークかつ優れたシステムと思われる。(合成樹脂製器具・容器包装マスターファイル)
- ・弊社は長年にわたって業界自主基準を一貫して尊重・遵守してきた。
 - ⇒低コストで安全性を担保できる
 - ⇒下流側が全ての物質情報を収集・証明するのは難しい
- 現在のシステムをベースに、国が管理しやすい形にアレンジ・制度化することで、実効的な安全性の向上に寄与すると考えられる。
- ・器具・容器包装の安全確保にはサプライチェーンを通じたPLの遵守確認が欠かせない。既存の"優れた""守りやすい""慣れた"業界自主基準と同様のシステムを選択肢の一つとして活用して頂きたい。⇒新たな負担のないようお願いしたい(コスト増、開発遅滞)⇒PLは既存の形態を踏襲してほしい
- ・ 将来的には合成樹脂に限らず、全ての素材をPL制度の対象にすべき。
- ・国際的な普及、相互認証的なアプローチも検討してほしい。
- PLマークについても普及が図られるようご配慮頂きたい。

◇ご清聴ありがとうございました◇







中央化学株式会社